

# 福岡県公報

平成19年11月21日  
第 2 7 5 4 号

## 目 次

### 告 示 (第2190号—第2216号)

道路の区域の変更	(道路維持課)	..... 2
道路の区域の変更	(道路維持課)	..... 2
道路の供用の開始	(道路維持課)	..... 2
解除予定保安林の所在場所等	(治 山 課)	..... 3
解除に係る保安林の所在場所等	(治 山 課)	..... 3
保安林の所在場所等	(治 山 課)	..... 3
保安林の所在場所等	(治 山 課)	..... 3
保安林の所在場所等	(治 山 課)	..... 4
保安林の所在場所等	(治 山 課)	..... 4
保安林の所在場所等	(治 山 課)	..... 4
公共測量の実施	(土木管理課)	..... 5
公共測量の終了	(土木管理課)	..... 5
生活保護法に基づく介護機関の指定	(監査保護課)	..... 5
生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(監査保護課)	..... 7
生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(監査保護課)	..... 7
土地収用法に基づく事業の認定	(用 地 課)	..... 7
生活保護法に基づく医療機関の指定	(監査保護課)	..... 8
生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(監査保護課)	..... 9
生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(監査保護課)	..... 9
生活保護法に基づく施術者の指定	(監査保護課)	.....10

生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(監査保護課)	.....10
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称の変更	(監査保護課)	.....11
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....11
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....11
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....11
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....12
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	.....12

### 公 告

建設業の許可の取消し	(建築指導課)	.....12
建設業の許可の取消し	(建築指導課)	.....13
建設業の許可の取消し	(建築指導課)	.....13
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(自然環境課)	.....13
農地保有合理化事業の実施に関する規程の承認	(農業振興課)	.....14
一般競争入札の実施	(高度情報政策課)	.....14
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	.....16
落札者等の公示	(警察本部会計課)	.....18

### 公安委員会

猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催	(警察本部生活環境課)	.....19
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催	(警察本部生活環境課)	.....19

### 雑 報

審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集	(消防防災安全課)	.....20
-----------------------------------	-----------	---------

### 正 誤

開発行為に関する工事の完了 (平成19年10月福岡県告示第1882号)		
中正誤		.....25
道路の供用の開始 (平成19年10月福岡県告示第2035号) 中正誤		.....25

# 告 示

福岡県告示第2190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
那 珂 県 道	県 道	観世音寺 二日市線	前	太宰府市観世音寺 1丁目267番先から 筑紫野市二日市中 央4丁目707番1 先まで	4.1 ~ 17.8	1,842.0	うち筑紫 野古賀線 重用延長 224.0メ ートル
			前	同上	5.0 ~ 33.0	1,980.0	うち筑紫 野古賀線 重用延長 479.0メ ートル
			後	同上	4.1 ~ 17.8	1,842.0	うち県道 筑紫野古 賀線重用 延長224.0 メートル
			後	同上	6.0 ~ 33.0	1,980.0	うち県道 筑紫野古 賀線重用 延長224.0 メートル

福岡県告示第2191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡 県 道	県 道	猪 野 栗 線	前	糟屋郡篠栗町大字津波黒394 番1先から 糟屋郡篠栗町大字津波黒112 番53先まで	10.6 ~ 31.4	365.7
			後	糟屋郡久山町大字久原1822 番3先から 糟屋郡篠栗町大字津波黒112 番53先まで	10.4 ~ 31.4	427.9

福岡県告示第2192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年11月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
福 岡 小 下 府	竹 線	糟屋郡新宮町大字上府1082番1先から 糟屋郡新宮町大字上府1146番1先まで

福岡県告示第2193号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 解除予定保安林の所在場所  
北九州市若松区大字有毛字高尾2052の8、2052の52
- 2 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

福岡県告示第2194号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
京都郡みやこ町犀川上伊良原字柳原203の2、206の2、216の3、字原233の2
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

福岡県告示第2195号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林の所在場所  
糸島郡二丈町大字吉井字大山12の27・12の30（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2196号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林の所在場所  
糸島郡二丈町大字吉井字カツラ815・816の3・817・820・821の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2197号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林の所在場所

糸島郡二丈町大字吉井字割石204の1・204の15・209の3・210の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2198号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林の所在場所

糟屋郡須恵町大字須恵字城山5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字城山5（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2199号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定を

するので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

### 1 保安林の所在場所

糟屋郡須恵町大字佐谷字水上7の41、7の59、7の60、字観音谷723、729、736、742、749の1、749の2、751、752の1、752の2、757、758の1、759の2、726・745・748の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字栗原772の1、798の1、798の2（次の図に示す部分に限る。）

### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2200号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

### 1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

### 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市小倉南区大字曾根	平成19年11月12日から 平成19年12月30日まで

福岡県告示第2201号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

### 1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

### 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市八幡西区大字本城	平成19年10月30日

福岡県告示第2202号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
像介128	秋山内科クリニック	宗像市稲元字砂入1028 - 2	19・11・1	訪看・居管・ 予訪看・予居管

小介94	医療法人権藤内科循環器科	小郡市小板井429 - 1	19・10・19	訪看・居管・予訪看・予居管
大介426	末吉小児科内科医院	大牟田市船津町439 - 1	19・10・1	訪看・居管・予訪看・予居管
飯介267	なかお胃腸科クリニック	飯塚市堀池254 - 1	19・9・1	訪看・予訪看
柳介歯61	かばしま歯科医院	柳川市城隅町8 - 6	19・10・1	訪看・訪リ・居管・予訪看・予訪リ・予居管
像介薬55	いなもと調剤薬局	宗像市稲元砂入1028 - 2	19・11・1	居管・子居管
大支67	ゆとりケアプラン	大牟田市上屋敷町1丁目7 - 12	19・11・1	居支
久支77	りんどうケアプランサービス	久留米市合川町416 - 1	19・11・1	居支
久居283	ミニデイサービス和みや	久留米市高良内町2786	19・11・1	通介・予通介
飯居224	ケアステーションふぁみりい	飯塚市平恒437	19・10・1	訪介・予訪介
田居140	医療法人田中医院デイケアセンター	田川市春日町1 - 7	19・11・1	通り・予通り
中居43	ヘルパーステーション心音	中間市土手ノ内3丁目13 - 20	19・10・12	訪介・予訪介
中居44	庭のあるデイサービス	中間市通谷2丁目4 - 45	19・10・1	通介・予通介
春居41	エフコープデイサービス光町第2	春日市光町1丁目49 - 2第2りんご庵	19・10・1	通介・予通介
古居38	デイサービスセンターあかね	古賀市小竹583 - 6	19・10・1	通介・予通介
粕居59	デイサービスセンターエルム	糟屋郡粕屋町大字内橋134 - 8	19・2・1	通介・予通介

朝居23	ホット・オアシス	朝倉郡筑前町野町1633 - 5	19・10・1	訪介・予訪介
京居94	介護付有料老人ホーム小波瀬ひまわり	京都郡苅田町与原3丁目8 - 10	19・11・1	特生・予特生
田川居226	訪問介護日向	田川郡川崎町大字川崎443 - 1	19・11・1	訪介・予訪介
大居158	小規模多機能ホームひだまり	大牟田市上白川町1丁目246	19・11・1	小居・予小居
大居156	小規模多機能型居宅介護花ごよみ	大牟田市黄金町1丁目237 - 1	19・11・1	小居・予小居
大居157	小規模多機能型居宅介護恵愛の里	大牟田市大字白川18 - 31	19・11・1	小居・予小居
田居139	トータルサービスステーションあんしん	田川市大字伊田425 - 2	19・9・1	小居・予小居
筑紫居44	小規模多機能居宅介護ちくし永岡の里	筑紫野市大字永岡1489 - 1	19・10・1	小居・予小居
筑紫居45	グループホームちくし永岡の里	筑紫野市大字永岡1489 - 1	19・10・1	認共・予認共
田川生介老2	介護老人保険施設サングリーンそえだ	田川郡添田町大字庄1130	19・11・1	通り・短療・老保・予通り・予短療
久居175	久留米介護・家事支援センターグラスランド	久留米市国分町1042 - 12	19・9・10	訪介・予訪介
大川居7	あおぎり荘在宅介護サービスセンター	大川市大字北古賀559 - 3	19・4・1	訪介・訪入・通介・居支・予訪介・予訪入・予通介
豊支3	社会福祉法人豊前市社会福祉協議会	豊前市大字吉木955	19・11・1	訪介・訪入・居支・予訪介・予訪入

遠居7	水巻松快園デイサービスセンターひまわり	遠賀郡水巻町吉田南2丁目9-1	19・8・1	認通・予認通
嘉麻居47	有限会社ワイズケアサービス	嘉麻市鴨生144-85	19・7・1	福用・福販・予福用・予福販

## 福岡県告示第2203号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

## 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕介薬95	とまと薬局	糟屋郡志免町大字別府口ノ坪414-1	糟屋郡粕屋町大字仲原字口ノ坪2531-6	19・10・1
大介訪5	訪問看護ステーションさんぽ	大牟田市大字三池866	大牟田市大字三池855	19・7・1

## 福岡県告示第2204号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日

大居115	株式会社コムスン訪問看護ステーション大牟田	大牟田市大字宮崎1829-4 貸事務所（戸達）	19・11・1
み居7	ハートせたかヘルパーサービス	みやま市瀬高町下庄2313-18	19・8・31

## 2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
像介22	有田胃腸科内科医院	宗像市陵巖寺4丁目9-1	19・10・31
田介療1	田中医院	田川市春日町1-7	19・10・31
柳介歯7	桜島歯科医院	柳川市城隅町8-6	19・9・30
久居7	短期入所療養介護事業所 楠病院	久留米市日吉町115	19・10・31
田居29	医療法人恭和会後野医院 フジデイサービスセンター	田川市大字夏吉194-38	19・9・30
嘉麻支1	社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会嘉麻南居宅介護支援事業所	嘉麻市上山田502-6	19・6・30
粕居19	デイサービスセンターエルム	糟屋郡粕屋町大字内橋134-8	19・1・31

## 福岡県告示第2205号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 起業者の名称

学校法人真宗大谷学園

## 2 事業の種類

真宗大谷学園九州大谷短期大学駐車場及び学生休息地整備事業

## 3 起業地

(1) 収用の部分  
福岡県筑後市大字蔵数字大谷地内

(2) 使用の部分  
なし

#### 4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第21号に掲げる「学校教育法第一条に規定する学校」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である学校法人真宗大谷学園は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成19年度資金収支予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、学校法人真宗大谷学園が筑後市大字蔵数字大谷地内において、九州大谷短期大学の駐車場及び学生休息地の整備を行うものである。九州大谷短期大学においては、入学定員の増加及び地域社会への大学開放の一環として実施しているオープンカレッジ、図書館の一般開放等に伴い、自家用車を利用して通学する学生及び来学する地域住民等が増加し、慢性的な駐車場不足が問題となっている。また、以前から学生生活調査等で要望として挙がっていた休息地の拡充についても早期実現に迫られている。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、学生及び来学者の利便性が向上し、地域社会への大学開放の取組の充実にも資することができるほか、学生の学習環境の改善が図られるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、立地条件、周囲への工事等の影響、事業費の面等から3案について検討を行っている

。その結果、立地条件が良いこと、周囲への工事等の影響が少ないことなど、社会的、技術的及び経済的な面から総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、慢性的な駐車場不足が問題となっていること、休息地の拡充について学生から強い要望があることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、学校法人真宗大谷学園から申請のあった真宗大谷学園九州大谷短期大学駐車場及び学生休息地整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

筑後市役所（総務課）

福岡県告示第2206号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年11月21日

## 福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
像生128	秋山内科クリニック	宗像市稲元字砂入1028 - 2	19・11・1
春生136	はなむら整形外科クリニック	春日市光町1丁目74第2島田ビル2F	19・10・1
久生677	ひらつか内科循環器科	久留米市野中町914オランダビル2F	19・11・1
柳生歯61	かばしま歯科医院	柳川市城隅町8 - 6	19・10・1
像生薬55	いなもと調剤薬局	宗像市稲元砂入1028 - 2	19・11・1
久地生薬10	にこにこ通り薬局	三潞郡大木町大字上八院1590 - 1	19・10・1
大生薬157	さくら調剤薬局大牟田店	大牟田市原山町13 - 2	19・11・1
京生薬62	げんきな薬局	築上郡吉富町大字今吉1 - 5	19・11・1

## 福岡県告示第2207号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
大生106	井手口医院	大牟田市西浜田町3 - 3	19・9・30
大生訪13	株式会社コムスン訪問看護ステーション大牟田	大牟田市大字宮崎1829 - 4 貸事務所（戸建）	19・11・1

## 2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
遠生179	岡垣リハビリテーション病院	遠賀郡岡垣町野間2丁目15 - 8	19・9・30

柳生歯7	桜島歯科医院	柳川市城隅町8 - 6	19・9・30
久地生薬4	にこにこ通り薬局	三潞郡大木町大字上八院1590 - 1	19・9・30
飯生薬69	有限会社エンゼル薬局	飯塚市西徳前9 - 21	19・9・30

## 福岡県告示第2208号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
飯生206	センタービルクリニック	センタービュークリニック	飯塚市吉原町6 - 1	19・10・1
遠生175	遠賀中間医師会病院	遠賀中間医師会おかがき病院	遠賀郡岡垣町大字手野145	19・10・3
遠生98	医療法人清涼会岡垣記念病院	医療法人社団清涼会岡垣記念病院	遠賀郡岡垣町中央台3丁目22 - 1	18・3・22

## 2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生157	千鳥橋病院附属粕屋診療所	糟屋郡粕屋町大字仲原字四軒屋2594 - 1	糟屋郡粕屋町大字仲原2531 - 1	19・10・1
飯生206	センタービュークリニック	飯塚市西町2 - 87	飯塚市吉原町6 - 1	19・10・1
遠生98	医療法人社団清涼会岡垣記念病院	遠賀郡岡垣町東山田1丁目9 - 12	遠賀郡岡垣町中央台3丁目22 - 1	18・3・22
粕生薬95	とまと薬局	糟屋郡志免町大字別府口ノ坪414 - 1	糟屋郡粕屋町大字仲原口ノ坪2531 - 6	19・10・1

大野生薬58	おの薬局白木原店	大野城市白木原1丁目14-28-101	大野城市白木原1丁目14-10	19・10・1
み生薬4	川野調剤薬局	みやま市瀬高町本郷1826-1	みやま市瀬高町本郷1825-2	19・10・9
北生訪10	訪問看護ステーションかすや	糟屋郡粕屋町大字仲原四軒屋2594-1	糟屋郡粕屋町大字仲原2531-1	19・10・1
大生訪1	おおむた訪問看護ステーション	大牟田市笹原町2丁目5-9	大牟田市笹原町2丁目6-3	14・5・1

福岡県告示第2209号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大生マ3	門岡秀人（おおむたシャキットステーションマッサージ院）	大牟田市久保田町1丁目4西鉄大牟田駅構内	19・11・1
嘉麻生マ11	松本敬子（クラフト施術所嘉麻）	嘉麻市岩崎212-1	19・9・1
嘉麻生マ12	朝原幸治（クラフト施術所嘉麻）	嘉麻市岩崎212-1	19・9・1
嘉麻生マ13	濱地真喜子（クラフト施術所嘉麻）	嘉麻市岩崎212-1	19・9・1
嘉麻生マ14	古石一枝（クラフト施術所嘉麻）	嘉麻市岩崎212-1	19・9・1
嘉麻生マ15	渡邊孝男（クラフト施術所嘉麻）	嘉麻市岩崎212-1	19・9・1

嘉麻生マ16	三宅博（クラフト施術所嘉麻）	嘉麻市岩崎212-1	19・9・1
嘉麻生マ17	橋口新司（クラフト施術所嘉麻）	嘉麻市岩崎212-1	19・9・1
嘉麻生マ18	春日昌子（クラフト施術所嘉麻）	嘉麻市岩崎212-1	19・9・1
嘉麻生マ19	竹村悟（クラフト施術所嘉麻）	嘉麻市岩崎212-1	19・9・1
嘉麻生マ20	古石一孝（クラフト施術所嘉麻）	嘉麻市岩崎212-1	19・9・1
久生柔67	馬場隆行（中町整骨院）	久留米市城島町城島495-5	19・11・6
飯生柔31	出口智之（なぎさ整骨院）	飯塚市平恒案内390-10	19・10・9
大野生柔14	久行徳（おおの整骨院）	大野城市白木原3丁目7-9石井ビル102	19・11・1
福津生柔3	酒井豊勝（ひなた整骨院）	福津市東福岡3丁目2-1	19・10・26
田川生柔7	宮崎敦（よねだ鍼灸整骨院）	田川郡添田町大字庄952-2	19・10・1
田川生柔8	中武貴史（よねだ鍼灸整骨院）	田川郡添田町大字庄952-2	19・10・1

福岡県告示第2210号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
------	-----	-------	-------

嘉麻生マ6	古石一孝（レーベン施術所稲築）	嘉麻市岩崎212 - 1	19・9・1
嘉麻生マ7	波辺孝男（レーベン施術所稲築）	嘉麻市岩崎212 - 1	19・9・1
嘉麻生マ7	古石一枝（レーベン施術所稲築）	嘉麻市岩崎212 - 1	19・9・1
山生柔24	三橋整骨院	柳川市三橋町垂見17 - 1	19・11・1
山生柔28	中町整骨院	久留米市城島町城島495 - 5	19・9・25

## 福岡県告示第2211号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定を受けた施術者から名称の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

## 名称の変更

指定番号	旧氏名又は旧名称	新氏名又は新名称	住所又は所在地	変更年月日
み生柔9	成清圭吾（寛和整骨院）	成清圭吾（寛和指圧整骨院）	みやま市瀬高町上庄1782	19・10・1
み生柔10	森千紘（寛和整骨院）	森千紘（寛和指圧整骨院）	みやま市瀬高町上庄1782	19・10・1

## 福岡県告示第2212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
豊前	県道	宇島港線	前	豊前市大字八屋2601番5先から 同市大字八屋2467番2先まで	24.0 ～ 38.0	950.0
			後	豊前市大字宇島57番1先から 同市大字八屋2467番2先まで	19.0 ～ 46.0	1,041.0

## 福岡県告示第2213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年11月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
豊前	宇島港線	豊前市大字八屋2542番4先から 同市大字八屋2467番2先まで

## 福岡県告示第2214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
柳 川	県 道	大 和 線 城 島	前	柳川市大和町中島887番先 から 同市大和町鷹ノ尾1303番1 先まで	12.0 ~ 34.0	271.5
			後	柳川市大和町中島886番先 から 同市大和町鷹ノ尾1303番1 先まで	12.0 ~ 43.4	272.5

福岡県告示第2215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年11月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
柳 川	大 和 線 城 島	柳川市大和町中島886番先から 同市大和町中島904番2先まで

福岡県告示第2216号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年10月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人 太宰府障害者団体協議会
- (2) 代表者の氏名  
田中 立夫
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県太宰府市大字通古賀197番地の3
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害児者やその家族、その他の支援を必要とする人々に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 公 告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 処分をした年月日  
平成19年11月9日
- 2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の 所 在 地	代表者の氏名	許 可 番 号
株式会社日新 建設	宗像市田熊4-13-6	長尾 榮次	平成18年10月5日 福岡県知事許可（特・般-18） 第22070号

3 処分の内容

建設工事業に係る特定建設業及び土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し

## 4 処分の原因となった事実

株式会社日新建設は、役員が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反により、懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、平成18年3月15日に刑が確定していることが判明した。このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 処分をした年月日

平成19年11月9日

## 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社東菱興産	福岡市中央区笹丘1-9-29	村上 恭一	平成14年12月20日 福岡県知事許可（般-14） 第47247号

## 3 処分の内容

建設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

## 4 処分の原因となった事実

株式会社東菱興産の代表取締役は、刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）の罪を犯したことにより、罰金30万円の判決を受け、平成18年9月30日に刑が確定していることが判明した。このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 処分をした年月日

平成19年11月9日

## 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社田村建設	うきは市浮羽町浮羽353-10	田村 正幸	平成19年1月28日 福岡県知事許可（般-18） 第81066号

## 3 処分の内容

建設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

## 4 処分の原因となった事実

株式会社田村建設は、役員が刑法（明治40年法律第45号）第222条（脅迫）の罪を犯したことにより、懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、平成18年7月7日に刑が確定していることが判明した。このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

## 公告

自然公園法に基づく「不利益処分」に係る処分基準の一部改正について、次のとおり意見を募集します。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 意見募集期間

平成19年11月21日から平成19年12月20日まで

## 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県自然環境課に備え置きます。

## 公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき、農地保有合理化事業の実施に関する規程を承認したので、同条第5項の規定により次のように公告する。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

農地保有合理化事業を行う者の名称	承認年月日	承認に係る農地保有合理化事業の種類
筑前あさくら農業協同組合	平成19年11月7日	法第4条第2項第1号に規定する事業のうち、農用地等を借り受けて当該農用地等を貸し付ける事業

## 公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 契約時項の名称

新福岡県ホームページ用サーバ機器等の賃貸借

## (2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

## (3) 契約期間

平成20年3月1日から平成25年2月28日までの間

## (4) 納入場所

入札説明書による。

## 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡

県告示第711号）」に定める資格を得ている者

## 3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年12月6日現在において、次の条件を全て満たすこと。

## (1) 2の入札参加資格を有するもののうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA、A

## (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められるもの

## (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。

## (4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

## (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

## (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

## 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県企画振興部高度情報政策課システム指導班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3196

## 5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

## 6 入札説明書の交付

## (1) 期間等

平成19年11月21日（水）から平成19年12月6日（木）までの福岡県の休日を含め、平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

## (2) 場所

4の部局とする。

## 7 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

## 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 入札書の提出期限及び提出場所

## (1) 提出期限

平成19年12月6日(木)午後5時00分

## (2) 提出場所

4の部局とする。

## (3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

## 10 開札の日時及び場所

## (1) 日時

平成19年12月7日(金)午前10時00分

## (2) 場所

4の部局が指定する場所

## (2) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

## 11 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札した場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、それ以外の場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

## (1) 金額の記載がない入札

## (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

## (3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

## (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

## (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

## (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は12の(1)に規定する金額に達しない入札

## (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

## (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停

止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

#### 14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

#### 公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 調達内容

##### (1) 調達物品の名称及び数量

ア	男性警察官用交通乗車服夏服上衣(長袖)	81着
	男性警察官用交通乗車服夏服上衣(半袖)	83着
	男性警察官用交通乗車服夏服ズボン	161本
イ	捜査用作業服上衣(表示入)	100着
	捜査用作業服上衣(表示無)	100着
	捜査用作業服ズボン	100本
	捜査用作業帽	100個

##### (2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

##### (3) 納入期限

平成20年2月22日(金)

##### (4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

#### 2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

#### 3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成19年12月3日現在において、次の条件を満たすこと。

##### (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	AA、A
12	01	百貨	

##### (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。

(4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。

(5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(6) 納入する物品に必要なとする生地 of 供給を受けられること。

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立て

がなされていない者

(8) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(9) 下記のいずれかの条件を満たすこと。

ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。

イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2233

5 入札参加申請書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出期間

平成19年11月21日（水）から平成19年12月3日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成19年11月21日（水）から平成19年12月3日（月）までの県の休日を除く毎日

、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年12月6日（木）午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部地下1階入札室

(2) 日時

ア 平成19年12月7日（金）午前10時00分

イ 平成19年12月7日（金）午前10時30分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成19年11月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 落札に係る特定役務の名称

- (1) 警察コミュニケーションシステム用サーバ等賃貸借（契約番号）
- (2) 警察コミュニケーションシステム用通信回線機器賃貸借（契約番号）
- (3) 警察コミュニケーションシステム用プリンタ装置賃貸借（契約番号）
- (4) 人事・給与管理業務用サーバ・端末装置等賃貸借（契約番号）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課
- (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成19年10月12日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 契約番号 、 、

ア 氏名

NECリース株式会社九州支社

イ 住所

福岡市博多区御供所町1番1号

(2) 契約番号

ア 氏名

日通商事株式会社福岡支店

イ 住所

福岡市博多区下呉服町1番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(1) 契約番号 209,721,330円

(2) 契約番号 162,376,200円

(3) 契約番号 37,506,420円

(4) 契約番号 98,784,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成19年8月31日

## 公安委員会

福岡県公安委員会告示第420号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成19年11月21日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成19年12月18日（火）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所

福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署 小会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時間	科目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

(1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

(2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。

(3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第421号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成19年11月21日

福岡県公安委員会

## 1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成19年12月12日 (水) 13:30～16:30	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署 会議室	粕屋警察署
平成19年12月14日 (金) 13:30～16:30	田川郡添田町大字庄1074番地の2 添田警察署 会議室	添田警察署
平成19年12月19日 (水) 13:30～16:30	大川市大字郷原483番地2 大川警察署 会議室	大川警察署

## 2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

雑 報
-----

福岡県国民保護協議会公告

福岡県国民保護計画変更案に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見の募集を行いますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により所定の期間内に提

出してください。

平成19年11月21日

福岡県国民保護協議会会長 麻 生 渡

- 1 意見募集の対象となる事案  
福岡県国民保護計画変更案
- 2 事案の要旨

## 第1編 総論

## 第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等

- 1 県の責務及び県国民保護計画の位置づけ
- 2 県国民保護計画の構成
- 3 用語の意義
- 4 県国民保護計画の見直し、変更手続
- 5 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

- 1 国民に対する情報提供
- 2 関係機関相互の連携協力の確保
- 3 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施の確保
- 4 基本的人権の尊重
- 5 国民の権利利益の迅速な救済
- 6 国民の協力
- 7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮
- 8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

## 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

## 第4章 県の地理的、社会的特徴

## 第5章 県国民保護計画が対象とする事態

- 1 武力攻撃事態
- 2 緊急対処事態

## 第2編 平素からの備えや予防

## 第1章 組織・体制の整備等

- 第1 県における組織・体制の整備
  - 1 県の各部局における平素の業務
  - 2 県職員の参集基準等
  - 3 国民の権利利益の救済に係る手続等
  - 4 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等
- 第2 関係機関との連携体制の整備
  - 1 基本的考え方
  - 2 国の機関との連携
  - 3 他の都道府県との連携
  - 4 市町村との連携
  - 5 指定都市との連携（連絡組織の設置）
  - 6 指定公共機関等との連携
  - 7 自主防災組織等に対する支援
- 第3 通信の確保
- 第4 情報収集・提供等の体制整備
  - 1 基本的考え方
  - 2 警報等の通知に必要な準備
  - 3 市町村における警報の伝達に必要な準備等
  - 4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備
  - 5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備
  - 6 被災情報の収集・報告に必要な準備
  - 7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備
- 第5 研修及び訓練
  - 1 研修
  - 2 訓練
- 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え
  - 1 避難に関する基本的事項
  - 2 救援に関する基本的事項
  - 3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

- 4 交通の確保に関する体制等の整備
- 5 避難施設の指定
- 6 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え
- 第3章 武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え
  - 第1 生活関連等施設の把握等
    - 1 生活関連等施設の把握
    - 2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等
    - 3 市町村における平素からの備え
  - 第2 県が管理する公共施設等における警戒
  - 第3 武力攻撃原子力災害等に備えた体制整備
- 第4章 物資及び資材の備蓄、整備
  - 1 基本的考え方
  - 2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備
  - 3 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等
  - 4 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備
  - 5 市町村及び指定地方公共機関が管理するライフライン施設の代替性の確保
- 第5章 国民保護に関する啓発
  - 1 国民保護措置に関する啓発
  - 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発
  - 3 市町村における国民保護に関する啓発
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
  - 第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置
    - 1 国民保護対策準備室（仮称）の設置及び初動措置
    - 2 国民保護対策本部に移行する場合の調整
    - 3 当初事故災害等と判断して対応した場合の調整
    - 4 国民保護対策準備室（仮称）設置時における県の業務等
    - 5 市町村における初動体制の迅速な確立及び初動措置
  - 第2章 県対策本部の設置等
    - 1 県対策本部の設置

- 2 通信の確保
- 3 県対策本部設置時における県対策本部及び県の業務等
- 第3章 関係機関相互の連携
  - 1 国対策本部との連携
  - 2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請
  - 3 自衛隊の部隊等の派遣要請等
  - 4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託
  - 5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請
  - 6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請
  - 7 県の行う応援等
  - 8 自主防災組織等に対する支援等
  - 9 住民への協力要請
- 第4章 警報及び避難の指示等
  - 第1 警報の通知及び伝達
    - 1 警報の通知等
    - 2 市町村長の警報伝達の基準
    - 3 緊急通報の発令
  - 第2 避難の指示等
    - 1 避難措置の指示
    - 2 避難の指示
    - 3 避難の方法の基本的考え方
    - 4 大都市における住民の避難等
    - 5 各事態での避難の指示の考え方
    - 6 県による避難住民の誘導の支援等
    - 7 避難実施要領
    - 8 病院等の施設の管理者の責務
    - 9 被災地等における安全確保等
- 第5章 救援
  - 1 救援の実施

- 2 関係機関との連携・協力
- 3 救援の内容
- 4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項
- 5 救援の際の物資の売渡し要請等
- 第6章 安否情報の収集・提供
  - 1 安否情報の収集
  - 2 総務大臣に対する報告
  - 3 安否情報の照会に対する回答
  - 4 日本赤十字社に対する協力
  - 5 市町村による安否情報の収集及び提供の基準
- 第7章 武力攻撃災害への対処
  - 第1 生活関連等施設の安全確保等
    - 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方
    - 2 武力攻撃災害の兆候の通報
    - 3 生活関連等施設の安全確保
    - 4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除
    - 5 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止
  - 第2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等
    - 1 武力攻撃原子力災害への対処
    - 2 NBC攻撃による災害への対処
  - 第3 応急措置等
    - 1 退避の指示
    - 2 事前措置等の指示
    - 3 警戒区域の設定
    - 4 応急公用負担等
    - 5 消防に関する措置等
- 第8章 被災情報の収集及び報告並びに情報提供
- 第9章 保健衛生の確保その他の措置
  - 1 保健衛生の確保

2 廃棄物の処理

3 文化財の保護

#### 第10章 国民生活の安定に関する措置

1 生活関連物資等の価格安定

2 避難住民等の生活安定等

3 生活基盤等の確保

#### 第11章 交通規制

#### 第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

### 第4編 復旧等

#### 第1章 応急の復旧

1 基本的考え方

2 ライフライン施設の応急の復旧

3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

#### 第2章 武力攻撃災害の復旧

#### 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

4 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

### 第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

#### 対応事例編

1 弾道ミサイル攻撃への対応事例

2 列車等の爆破への対応事例

#### 資料編

### 3 事案の閲覧場所等

(1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁内）

(2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区城内7-8 小倉総合庁舎内）

(3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内）

(4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内）

(5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内）

(6) 「福岡県の国民保護」のホームページ（福岡県消防防災安全課のホームページ内）

(<http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/kokuminhogo/toppage.htm>)

#### 4 意見書の提出期間

平成19年11月21日（水）から平成19年12月5日（水）まで（必着）

#### 5 意見書の提出方法

別紙意見書に記入の上、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出のこと。

#### 6 意見書の提出先

福岡県総務部消防防災安全課生活安全室

（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（ファクシミリ）092-643-3117

（電子メール）[seian@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:seian@pref.fukuoka.lg.jp)

（問い合わせ）092-643-3123

別紙

## 意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
項目	

意見

理由

備考

記入上の注意

- 1 意見は、できる限り1項目1枚とし、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。
- 4 電子メールで提出する場合は、この様式を添付ファイル（一太郎形式又はWord形式）で送信してください。

## 正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
19・10・12	2737	告 示	1882	2			4		杉坂 正徳	杉坂 正憲
19・10・31	2745	告 示	2035	4					築上郡築上町大字船迫	築上郡築城町大字船迫

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）  
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



訂正部会第1000号を紙面掲載しております